

諮問番号：諮問第 59 号

答申番号：答申第 59 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 3 項の規定に基づく平成 29 年 10 月 16 日付け生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件処分の取消しを求める部分は棄却されるべきであるとし、処分庁に対し損害賠償を求める部分は不適法であるので却下するべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消し及び本件処分により被った損害（約 25 万円）の賠償を求める。

審査請求人は多額の預貯金を持っているが、全て事業経営の運転資金として借り入れているものである。それらの事情は処分庁の職員にも説明しており、事業経営に係る収入状況がわかる資料を求められたことは一切ない。

審査請求人が、処分庁の職員に生活保護の申請に関する相談をしたところ、審査請求人と同居する母の年金収入があるため生活保護は受けられないが、審査請求人が単身世帯となれば保護の受給が可能であるとの説明を受け、新たに家を借りて独立することにした。しかしながら、生活保護申請は却下され、新たな住居の賃貸借契約を一旦締結した後解約する事態となり、約 25 万円の損害が生じている。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分は棄却されるべきである。

処分庁に対し損害賠償を求める部分は不適法であるので却下するべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人名義の預貯金全額を最低生活の維持に活用すべき資産であると認定し、当該資産の活用により最低生活の維持が可能であるとして生活保護申請を却下した本件処分に違法又は不当な点はないかということにあるので、以下判断する。

#### 1 審査請求人名義の預貯金の「資産」（法第4条第1項）該当性

法第4条第1項は、「生活に困窮する者」が、「その利用し得る資産」を「その最低限度の生活の維持のために活用する」ことを生活保護の要件としている。

審査請求人は、本件処分時に、同人名義の預貯金を少なくとも合計3,372,288円保有しており、名義人と実質的な預貯金の帰属主体が異なるなどの事情がなく、審査請求人名義の預貯金は、審査請求人の意思で使用できる財産、すなわち「資産」に該当する。

審査請求人は、審査請求人名義の預貯金の原資が金融機関からの借入金であり、当該預貯金の使途が借入金の返済を含む事業に限定され、最低生活への活用が困難であることから、活用すべき「資産」とはいえないと主張しているが、当該預貯金の原資が金融機関からの借入金であるとしても、当該預貯金の「当人の意思だけで」「現実に使用、収益、処分」の機能を有する「資産」であるという性質が失われることはない。

#### 2 保護の要否について

保護の要否については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第11の1（2）において、「要保護者が、自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」との取扱いが示されている。また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社発社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10の問12において、保護を廃止すべき場合の具体例として「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6ヶ月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」が示されていることから、少なくとも最低生活費の6か月分を超える資産を申請時に保有している場合には、保護を必要としないと判断することができる。と解される。

「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により算定される審査請求人の最低生活費の月額額は107,720円と算定され、申請時に少なくとも保有していた預貯金額は最低生活費の31ヶ月分を超えているため、保護を要しない

ものと判定することとなる。

### 3 その余の審査請求人の主張について

審査請求人は、本件申請に先立ち、申請に関する相談を行った際、処分庁の職員から、同居している審査請求人の母と別居すれば保護を開始できる旨の助言を受けたため、単身入居するための居宅を借り敷金等の支出を余儀なくされたにも関わらず、本件申請が却下された点に不服がある旨主張しているが、審査請求人の主張するような説明がなされたと認めるに足る資料はなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人は、審査請求人名義の預貯金について事業用に使用しており「資産」として評価すべきではないのに、この点について処分庁が十分に調査をせず本件処分を行った点についても不服がある旨主張しているが、処分庁は、当該預貯金の実質的な預金者が審査請求人ではないとの主張がない以上、当該預貯金が審査請求人の「資産」であると判断することができ、本件処分時に行った以上の調査を行わなかったことをもって、本件処分に調査不足等を原因とする事実誤認等の瑕疵があるということとはできない。

その他、本件処分において、考慮すべき特別な事情もなく、本件処分に違法又は不当な点はない。本件審査請求のうち、審査請求人が処分庁に対する損害賠償を求めている部分については不適法であるため行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき却下されるべきであり、本件処分の取消しを求める部分については理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

平成30年4月19日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年7月17日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

法第4条第1項は、「生活に困窮する者」が、「その利用し得る資産」を「その最低限度の生活の維持のために活用する」ことを生活保護の要件としており、個人名義の預貯金は、原則として、全額活用すべき資産に当たるとされている。

自営業を営む個人事業主から生活保護の申請があった場合に、当該個人事業主が有している預貯金をどのように評価するかが問題となり得るが、そもそも生活保護は、自営業者の事業に生じた赤字を補填するためのものではないから、当該個人事業主が有して

いる預貯金は、前述のとおり、原則として全額生活のために活用すべき資産と評価すべきものであり、当該個人事業主名義の預貯金が、明らかにもっぱら事業用に使用していると認められる客観性がある場合には、例外的にそれを生活の維持のために活用すべき資産として認定しないことも考えられる。

審査請求人は、審査請求人名義の預貯金について、金融機関等から事業資金として借り入れているものであり全額事業のみに使うべきものであると主張しているが、当該預貯金をもっぱら事業用として使用していると認められるような客観性を示す資料は提出されておらず、また、審査請求人自身も、当該預貯金の一部を自己の生活費に充てていることを認めていることから、事業資金と自己の生活費との明確な区分はなされていないと考えられる。したがって、処分庁が、当該預貯金を審査請求人が生活のために活用すべき資産に該当するとした判断に違法又は不当な点は認められない。

また審査請求人は、本件処分の取消しを求めるほか、本件処分により約 25 万円の損害が生じたとしてその賠償を請求しているところ、審査請求人が別途そのような損害賠償請求をすることは可能であるとしても、審査請求において損害賠償の請求をすることは予定されていないから、その損害賠償を請求する部分は却下されるべきである。

そのほか、本件処分に影響を与える事情も無いので、処分庁が預貯金の保有を理由として保護申請を却下した本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で、本件審査請求のうち本件処分の取消しを求める部分は理由がないので棄却されるべきであるとし、処分庁に対し損害賠償を求める部分は不適法であるので却下するべきであるとする審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第 2 部会

会長 岡 本 博 志

委員 倉 員 央 幸

委員 樋 口 佳 恵